

Web

ウェブみやぎ

【発行所】建設連合 宮城県建設組合

〒980-0802

仙台市青葉区二日町16番1号 二日町東急ビル5F

TEL.022-264-4221 FAX.022-265-9460

第51号 2022年12月号



建設連合・宮城県建設組合のホームページ <https://miyagi-kensetu.jp>

インボイス制度とは、適格請求書等保存方式をいいます。

【インボイス制度の概要】
複数の税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式です。

○買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた『適格請求書』等の保存が必要となります。

○買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

■開始時期
令和5年10月1日に開始されます。



インボイス制度の登録は 令和5年3月まで！！

■適格請求書とは

『売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段』であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

○請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。

○適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。

適格請求書を交付できるのは、税務署長の登録を受けた『適格請求書発行事業者』に限られます。

○課税事業者が、登録を受けることができます。

※適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行できます。

※登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認される恐れのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

免税事業者の登録申請手続

令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となる可能性があります。

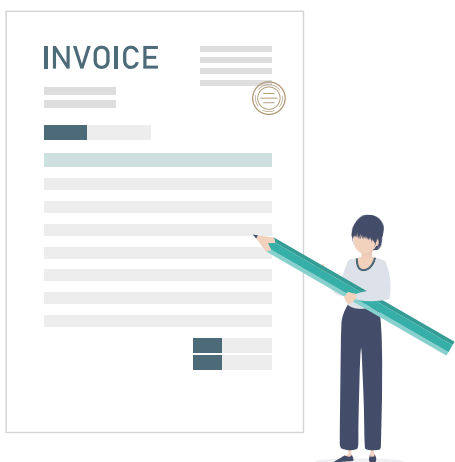
○適格請求書発行事業者になると

↓基準期間の課税売上が1,000万円以下となっても登録の効力が失われない限り、申告（消費税）が必要です。

↓取引の相手方（課税事業者に限ります）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません（**交付義務**）。

○登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。





簡易課税制度を選択する場合の届け出

○簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上が5,000万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに『消費税簡易課税制度選択届出』を提出している場合に適用することができます(簡易課税制度の選択は任意です)。

○ただし、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

新型コロナウイルス感染症対策

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面①

飲酒を伴う懇親会等



- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。

場面②

大人数や長時間におよぶ飲食



- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

場面③

マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④

狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤

居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。





ご利用方法は、専用ダイヤル 0120-356-230
(通話無料) または、
<https://familycare.sociohealth.co.jp/>
にアクセスし、『356230』を入力して
ログインしてください。

宮城県支部からの お知らせ

ファミリー健康相談を ご利用ください

建設連合国民健康保険組合加入者は、医療スタッフによる健康相談サービスを無料でご利用いただけます。年末年始など、医療機関が開いていない時に、万が一、体調に不安が出た際などご利用してみてください。相談員は、保健師・看護師・栄養士などで、お電話または、webで相談できます。

また、事前に電話予約をすれば、医師との相談も可能です。

国民健康保険料 領収証明書発行について

国民健康保険料を振込や自動引落にて入金された方には、今年の1月から12月までに納入された分の国民健康保険料領収証明書及び組合費領収証明書を令和5年1月中旬から2月上旬にかけて発送致します。

12月23日以降の振込、納入の遅延や10日の引落ができない場合は年内の入金扱いにならない場合があります。

国民健康保険料領収証明書は国民健康保険料と介護保険料を合算した金額になります。

なお、国民健康保険領収証明書が年内に必要な方は支部までご連絡ください。

若年層 加入促進キャンペーン

建設連合国民健康保険組合宮城県支部では、令和4年度も組合員として紹介された方が建設連合国保に加入した場合、紹介者と加入者にクオカードを進呈するキャンペーンの継続を行っています。

組合員の皆様のご協力で、当支部に於いては若年者の加入率が他地域より高く、50歳未満の組合員の加入

率が約54%(令和3年11月1日時点)を超えています。

しかしながら、10代20代の加入者が未だ、少ないのが現状です。若年層の加入促進には組合員の皆様のご協力が不可欠です。

この機会に、一人でも多くの組合員のご紹介をお願い申し上げます。

契約保養施設の ご利用について



コロナ禍で、家族旅行もままならない状況が2年以上続きましたが、コロナワクチンの浸透で感染者の徐々に少なくなってきました。

当組合では、組合員及び家族の健康保持・増進や余暇の活用を支援するため、保健事業のひとつとして

契約保養施設利用補助制度【年度内2泊までおひとり1泊4,000円の補助】を毎年度実施しています。

当国保組合では、約650の契約

保養施設を利用できます。旅館、ホテル、民宿、ペンションなど、是非この機会にご利用お待ちしております。

※利用補助が適用されない場合もありますので、予約の際にあらかじめ施設にご確認をお願いいたします。

保養施設の前約が取れましたら、当支部へご連絡ください。保養施設利用申込書をお渡しいたします。

利用当日、保養施設へ申込書を出してください。宿泊料金から補助金額が差し引かれます。

この制度をおおいに活用して家族サービス&健康増進に一層お役立てください。

なお、年内の利用申込みの受付は12月23日までといたしますので、お早目に申請下さい。

【連絡先】

電話 022・264・4221



インフルエンザ予防接種を

コロナ感染が11月に入りうなぎ登りの如く広がっています。また、例年より早くインフルエンザが流行する兆しです。組合員及びご家族に皆さまに、インフルエンザの予防接種をすることにより6〜7割の発症を予防し、発症した際も重症化を軽減する効果が認められています。小さいお子様はもちろん、免疫がない大人でも重症化する場合があります。

『今まで一度もかかったことがないから、大丈夫』という考えは止めましょう。

当国保組合では、被保険者がインフルエンザ予防接種を受けたとき、接種回数に係わらず、令和4年度年度内は、お一人上限が6、000円までの実費を補助する制度があります。

是非、この機会にご利用ください。

【申請には】

①インフルエンザ

予防接種補助金申請書

※同封の申請書を

ご利用下さい。

②領収書のコピー

※領収書のコピーに

ついて、以下の点に

ご注意ください。

接種を受けた方の個人名と

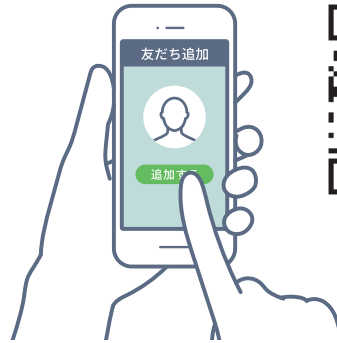
接種を受けた日及び金額が

記載されたものが必要です。



建設連合・宮城県建設組合では LINE公式アカウントを始めました。

友だち募集中



『友だち追加』していただいた組合員の皆さまに、月に1〜2回メッセージを送ります。

また、各種申請書の請求をすることもできます。

- メッセージの例・・・
- 健康診断やバスツアー等の案内や申込み
- 『届出期日』等のお知らせ
- 『組合』からの様々なメッセージ

※登録は匿名となり、組合から個別にLINEで

ご連絡することはありません。

また、組合員さまからLINEのトークで組合

へ連絡することはできません。

※建設連合の公式アカウントを「友だち」から削

除したい場合は削除方法をご案内しますのでご連絡ください。

冬季休業日程について

当組合では、冬季休業を以下の通りとします。

令和4年12月29日

令和5年1月5日

※令和5年1月6日から

通常営業をします。



■保険料(組合費含む)は期日までに
保険料(組合費含む)は毎月10日までに納入することになっていきます。納入が確認できないときは、保険給付や保険事業による補助を受けられない場合があります。

国保保険料
(組合費含)は
毎月10日
が納期です

●各種申請やご不明な点があれば、支部へご連絡ください。営業時間は平日午前9時から午後5時までです。

建設連合国民健康保険組合に加入できる資格は、個人事業主、又は個人事業主の事業所に勤務する従業員数が五人未満の従業員です。従って、法人に勤務する従業員は加入できません。